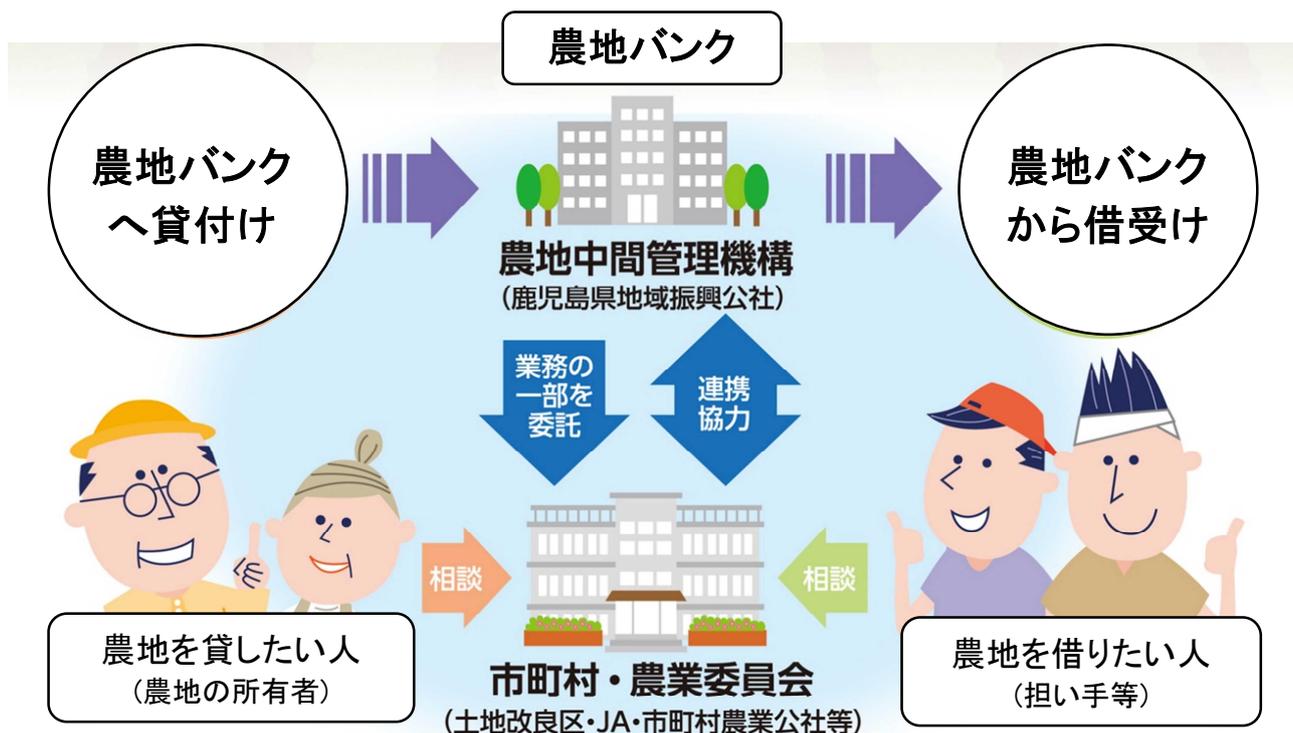


## 農地の貸し借りは農地バンクにおまかせください！

～ 活用しましょう！農地中間管理事業 ～

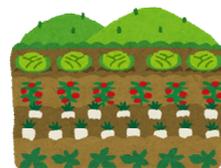


- 平成26年度から始まった農地の貸し借りの方法です。
- 農地バンク(県公社)が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 賃借料は、農地バンク(県公社)が徴収・支払を行います。
- 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。(更新も可能です。)

※農地中間管理機構は「農地バンク」とも呼ばれています。

### 農地バンク(県公社)が借り受ける農用地の基準

- ① 農業振興地域内の農用地であること。
- ② 借受希望者が見込まれる農用地であること。
- ③ 再生不能な遊休農地など、著しく利用困難な農用地でないこと。
- ④ 登記名義人が明らかである農地(相続による持分の過半の同意が得られる場合も含む)に限ります。



※詳しくは、お近くの 農業委員、農地利用最適化推進委員 又は 農業委員会事務局 地域計画係 へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】農業委員会事務局 地域計画係 TEL 22-2111 (内線724)

# 相続未登記農地の解消について

## ◆農地の相続手続きはお済ですか？

農地の所有者が亡くなると、相続する方の名義にするために相続登記が必要となります。相続登記がされていないと、その農地について売買や貸し借りをしようとしても、契約が締結できない場合があります。

また、未登記のまま長期間放置すると、相続関係が複雑になってしまい、手続きの際に時間や費用がかさむことになってしまいます。

なお、相続登記の申請は、法改正により義務化されました。義務化の施行日である令和6年4月1日以前に発生しました相続も、施行日から3年以内での相続登記を行うことが義務付けられていますことから、早めに相続登記を行いましょう。

## ◆相続等により農地を取得した場合の届け出について

相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得する場合は、農地法第3条許可は不要ですが、農業委員会に届け出る必要があります。

届け出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点から、おおむね10か月以内に行ってください。

## 全国農業新聞を読んでもみませんか！

◆週刊 月4回金曜日発行

◆月額700円(税込)

購読申し込みは、お近くの農業委員・推進委員または農業委員会へお気軽にご連絡ください。



## 農用地あっせん情報

令和5年5月25日委員会承認

所在	地目		面積(m <sup>2</sup> )	希望内容
	登記	現況		
山川福元字平ノ下	畑	畑	743	売渡
山川福元字見上迫	畑	畑	711	売渡
福元地区 (畑かん外可・1筆最低1,000 m <sup>2</sup> )	希望地目：畑		5,000	借受
成川地区 (畑かん外可・1筆最低1,000 m <sup>2</sup> )	希望地目：畑		5,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724